

消防本部からのお知らせ



平成25年8月に発生した京都府福知山花火大会での火災を教訓に、同様の事故を防止するため、**君津市火災予防条例の一部が改正されました。**

自治会等で行われる各種イベント(祭礼、縁日、花火大会、展示会など)で多数の者が集合し、対象火気設備を使用する場合は次の事項が必要です。

- ①消火器の準備(平成26年6月30日から義務化)
- ②露店等開設の届出(平成26年11月1日から義務化)

《露店等開設の届出について》

Q

Q いつから?

A 平成26年11月1日以降に開催される催しです。

&

Q どこに届出?

A 最寄りの消防署(分署)へお願いします。

A

Q 届出用紙は?

A 君津市のホームページからダウンロードまたは、最寄りの消防署でお配りします。

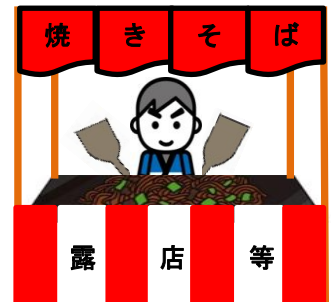
Q 添付書類は?

A 添付書類は、案内図(地図)と露店等の配置図です。



Q 対象火気器具等?

A 容易に移動できるコンロ、ストーブ、発電機などが対象です。



【問合せ先】

消防署本署 53-1908 小糸分署 37-3101 上総分署 27-3184 松丘分署 50-7799

大規模な催しは「指定催し」として消防長が指定します。

Q

Q 大規模な催しって?

A 1日の人出予想人数が、10万人以上かつ出店される露店等が100店舗を超える規模の催しが対象です。

&

Q 指定されたら?

A 火災予防上必要な業務に関する計画書を作成し、消防機関へ提出することとなります。

A

【問合せ先】消防本部予防課指導係 53-1906

